

社会福祉法人中信社会福祉協会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人中信社会福祉協会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 理事長には、別表1により報酬を支給することができる。

2 理事長以外の役員及び評議員が理事会及び評議員会並びに理事長が承認した法人業務の執行等に出席したときは、別表1により報酬を支給することができる。

3 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務に当たったときは、別表2により報酬を支給することができる。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員が法人業務のため出張したときは、社会福祉法人中信社会福祉協会旅費規程(昭和60年4月1日施行)に定める例により、費用弁償として旅費を支給する。

2 役員及び評議員には、理事会、評議員会、監査及び理事長が承認した法人業務の執行等による出席に要する費用を弁償する。

3 前項に規定する費用弁償の額は、別表3のとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長に対する報酬は、社会福祉法人中信社会福祉協会給与規則第3条及び第12条の規定を準用して支給する。

2 役員及び評議員に対する報酬は、第3条第2項及び第3項に規定する業務にあたった都度支給する。

(適用除外)

第6条 法人の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第7条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成16年10月1日より施行する。

この規程における第3条及び第4条の規定は、従前の役員等報酬規程にかかわらず平成16年4月1日から適用する。

一部改正 平成20年4月1日から適用する。

一部改正 平成22年4月1日から適用する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

区 分	報 酬
理 事 長	月額 100,000円
役 員	日額 9,000円
評 議 員	日額 9,000円

別表2（第3条関係）

区 分	報 酬
監事監査指導業務	日額 18,000円

別表3（第4条関係）

区 分	費用弁償の額
役員及び評議員	社会福祉法人中信社会福祉協会旅費規程第11条に規定する車賃相当額を支給する。